

会議名 湯梨浜町地域包括支援センター運営協議会

日 時 令和 3 年 3 月 1 5 日 (月) 1 3 : 3 0 ~ 1 5 : 0 0

場 所 湯梨浜町役場 第 1 ・ 2 会議室

出席者 市橋委員、平尾委員、水野委員、福井委員、後藤委員、岡垣委員、定久委員、前田委員、
浜口委員

事務局 山田課長、洞ヶ瀬所長、岡本補佐、大田主幹、嶋田係長、田中主任介護支援専門員

計 1 5 名

1 開 会

2 あいさつ

事務局：本日の会議は、令和 2 年度の実績見込みの中で報告しますが、ご承知の通りコロナの感染ということで予定していた事業が思うようにできなかった状況があり、またあとで詳しく報告させていただきます。

それと、包括支援センターの自己評価を全国と比較してどうかということと、昨年と比較してどうかという点をご説明させていただきます。最後に令和 3 年度の事業方針案に関してということで、新たな事業もありますので、またそのあたりも事務局のほうから報告しますのでよろしく願いいたします。最後にその他何点かありますが、そういった日程で進めたいと思いますので慎重審議をよろしく願います。

3 協議事項

(1) 令和 2 年度事業実績見込について

事務局 資料に基づき説明。

会 長 皆さんのほうでご意見・ご質問等あればお願いします。

委 員 P. 3 ミニデイサービス事業の、通所介護相当サービスと一緒にするところの検討、これはどういう意味なのか。

事務局 以前は介護認定を受けないとデイサービスが利用できないという状況があり、それが不要なミニデイサービスを利用していただくというところがハードルを下げるための一つの手段としてあったが、平成 28 年度に総合事業ができてから、要介護認定を受けなくても、基本チェックリストで対象となることがあればデイサービスの利用ができるというような状況になり、そうするとミニデイサービスの実施を続けるのがどうなのかというところも検討していく必要があるというところ。すぐにやめる、やめないということではないが、ミニデイサービスの役割というところがデイサービスでもできるようになってきたために、ミニデイサービスの利用者が減ってくる見込みがあるということで検討していかないといけない状況。

事務局 要するに、平成 28 年度の制度改正で要支援 1 ・ 2 については総合事業に移行するという

ことで、移行しているうちにミニデイサービスと総合事業の通所型サービスの境目が曖昧になってきて、しかも通所型サービスも浸透してきたことを考えるとミニデイと通所型サービスの線引きができなくなってきた部分があり、ミニデイと通所型サービスの統合を今後検討していく。令和 3 年度は今まで通り行うが曖昧な部分の整理を行う必要があるという意味。

委員 従来ミニデイに参加希望の方は認定手続きなしに行けたわけですが、ミニデイと通所型サービスを統合してしまうということは、仕組みはどうなるのか。

事務局 これまでもミニデイに参加される場合にも、閉じこもりやうつ傾向についての評価を行っていた。総合事業でいうと 25 項目のチェックリストで行いますがミニデイの方もチェックリストで対象の人を勧奨していたので、結局のところ同じものを使っていたため、参加へのハードルは今まで通り。ミニデイと通所型サービスの差別化が難しくなってきた部分を整理していく必要がある。

(2) 地域包括支援センターの全国指標による評価について

事務局 資料に基づき説明。

会長 皆さんのほうでご意見・ご質問等あればお願いします。

委員 P. 25、全国平均よりも値の落ちる 2- (1)、3 はなぜこのような結果なのか。

事務局 全国の調査結果は、細かい指標それぞれの項目についてパーセンテージが出ており、それを平均すると何パーセントということを出してある。そもそもの評価指数については市町村と包括支援センターの連携の強化をする部分というのが評価項目にある。湯梨浜町の場合センターを湯梨浜町が直営で実施をしているためセンター職員の研修計画を提示することになっているが、湯梨浜町の場合は町が直接運営しているので研修計画の提示はしていない。職場を離れての研修というのも実施をしていない。その部分が該当しないという項目にあたる。P. 26 のセンター指標の 17、18 番が×になっている。全国の調査結果でも 17 番については 48.4%ということで直営の包括支援センターについては中々評価しにくい部分だと思われる。それから、13 番の市町村が設置する定期的な連絡会合に毎回出席しているかというところも、町が直営で行っているため定期的な連絡会合を行っていないというところで評価ができないということが全国平均より低い要因。

委員 2-1 総合相談支援の 83.3%については。

事務局 総合相談については P. 28 の 30 番、相談事例の終結条件を市町村と共有しているかというところで相談事例の終結条件を明確にしていない、まだできていないというところからこれから改善をしていかないといけない課題。

委員 2-1 の 83.3%が全国平均より落ちるのは Q. 30 が低いことが原因か。

事務局 そうです。

委員 3 の事業間連携が 80%はどこが低いのか。

事務局 P.30の上部、医療関係者と合同の事例検討会に参加しているかというところで、医療関係者との会が今年度は特に実施をするのがなかなか難しい。あとはすべて○になっております。

事務局 ×の部分は5つ。この×がすべて○になれば100%になるが、先ほどの通り、直営包括であり委託包括ではないため連携という部分が曖昧、把握が難しいこともあり×になっている。改善するとすれば、先ほど担当が言った、相談事例に長くかかわっていくうえで、どこで終結させたらよいか難しいという問題がある。まずはそこに取り組む必要がある。

(3) 令和3年度事業方針(案)について

事務局 資料に基づき説明。

会長 皆さんのほうでご意見・ご質問等あればお願いします。

委員 タクシーの事業については1年限りで毎年ではないのか

事務局 毎年です。

事務局 ただ、400人の見込みだが何人になるかわからない。北栄町がすでにこのような事業を行っているが、財政的にかなり負担になってきていると聞いている。県のタクシーチケットの補助はあるが公共交通空白地帯のみが対象で補助金を使いづらい現状。一般財源で今年度やってみようという試み。泊地域については過疎債が使えるため、優位な財源があるが、羽合・東郷地域については一般財源で行う。

委員 チケットの有効期限はいつまで。

事務局 年度内、3月31日まで。例えば、4月に申し込みをすれば12か月分の交付だが、5月なら11か月分というように、申請月によって枚数が変わってくる。ただ、現在予算要求中のためあくまで予定。このまま通れば4月から開始する。

委員 これは申請方式か。

事務局 そうです。申請方式をとっています。町報の4月号に広報を載せる予定。

委員 目標2、(4)の地域包括ケアシステムを支える人材の確保及び資質の向上とあるが、具体的にどのようなことを現在行っているのか。

事務局 具体的には、一つの町で推進していくことは難しいと思われるため、県等の事業に協力していくというところで取り組みを進めていければと考えている。

事務局 人材確保については単町では難しいところ。県が地域医療介護総合確保基金、基金事業で人材確保の取り組みをやっているため、そこに同調する形でやっていかなければ、単独では難しいと思われる。計画にも記述している。あと考えられるのは、ケアマネネットワーク会議、ケアプラン点検で資質の向上について図りたい。あとは、昨年とはなかなかできなかったが、地域密着型の事業所の実地指導などで資質の向上について取り組む。

委員 先ほどの説明で昨年から今年にかけての介護認定の状況で、要支援を乗り越えて要介護

になられる方が多くなっていたということだった。今年度はそういったことの予防のために介護に取り組む家族等への支援の充実とあるが、微妙なところではあるが認知症となる前の介護をしておられる方や同居しておられる家族の相談支援の会などは設ける予定はあるか。

認知症家族の会はあるが、同居をしておられて、コロナ禍において家族間でのいざこざや気が滅入るといった状態になってしまう方の悩みを聞くような場所が、認知症家族の会に行くとなるとハードルが高く感じる。要支援になるかならないかわからない中、すでにトラブルが起きているというような状況でどうやって社会的に守れるかを相談できる場を作ることは包括では考えておられるか。

事務局 ご指摘のあった微妙なところというのが難しくはあるが、家族のつどいで提案して下さったように、認知症の方の家族という限定的なものであると、今言われたような方が救われたいのではないかと提案をしていただいて、そのあたりの対応も広げて考えるということは係内で解決へ向けた取り組みを考えていかななくてはならないと話合っている。また、要支援レベルだと包括が担当するというあたりで、見えにくい家族の思いも丁寧に聞きとる形はとりたい。支援レベルを通り抜けて介護レベルであっても、居宅のケアマネ等と連携するケアマネ会議があるので、ケアマネ支援の中で家族の困りごと等も聞き取っていくようなアンテナを張っていくことをしていきたい。

委員 ケアマネに到達すればよいが、そこに行くまでの家族の方の悩みや話を気軽にできるような窓口がないので、担当の課が違うのかもしれないが包括に相談したら要介護まで飛んでしまっていた、ということを防いでいくことを考えたほうが良いのではないかと思う。

事務局 その点で、今介護と健康との一体化事業という形で、課を飛び越えた連携をするという形があり、令和2年度からの取り組みとなっているが、長年未受診の方をターゲットにしながらシステムで抽出をかけてその方々の訪問活動なども行っている。そのところで困難事例にぶつかる、家族が受診しなくて困っているというような悩みを聞くことも少しずつ出てきている。相談の場を設けることは難しい。健康推進課で健康相談日という定例のものを作っても、なかなか足を運んでいただけない現状があるので、出かけて行ってキャッチするなかで困りごとを掘り出して何とかならないか、保健なのか、介護なのかというあたりで対策をつなぐことに力を入れている部分もあり、少しずつ進めている。

事務局 先ほどの予算の説明の補足で、生活支援体制整備事業でも取り組んでいるが企画課と合わせて共助交通のことも取り組んでいる。企画課のほうの予算で令和3年度の予算に計上しているが、週末の公用車の貸出事業、要は、週末に共助交通的な動きをされる団体、地区に公用車を貸し出すという事業を始める。また、共助交通を進めるために自家用車を利用する地域があれば保険料を助成するといった制度も検討されている。生活支援体

制整備事業も一気に進まないが少しずつ交通の課題を解決しようというところで他の課とも連携をしながら取り組みを進めているところ。すでに補正予算というものが令和 3 年度にありまして、コロナ対策の事業について予算の計上を進めているところ。介護サービス事業者への衛生用品の補助ということで令和 2 年度に鳥取県のほうで事業を行っていたが令和 3 年度については介護サービスの費用のほうに上乘せする 0.7%のうちの 0.05%が感染症対策ということで介護費用の上乗せがあるということで、県では令和 3 年度は実施しないとのことだが、町のほうで衛生用品の補助に取り組んでいこうということで予算を検討している。

(4) その他 令和 3 年度介護予防支援・介護予防ケアマネジメント委託事業所について

事務局 資料に基づき説明。

会 長 皆さんのほうでご意見・ご質問等あればお願いします。

委 員 資料にある施設に委託するというのでいいか。(温泉に新しくできた施設など) 施設の追加はないのか。

事務局 資料にある事業所はケアプランを作っていただく事業所であり、3 月にできた事業所は特別養護老人ホームになるので委託事業の事業所とは別のものになる。

事務局 資料の事業所は、総合事業の人と要支援の人の在宅のサービス計画を作っていただく事業所ということ。

委 員 高齢者も増え、コロナ禍で認知症の方も増えている中で湯梨浜町の介護に関する在宅サービスについて、すべての人がサービスを受けているかどうか、待機者が何人いるか。令和 2 年度現在は何人で今後増えるのか、そのあたりの数字というのはないのか。示すことはできないのか。

事務局 人口見込、第 1 号被保険者の高齢者の推計、要介護認定者数の推計は、8 期の計画で作っている。そこで何人の方が施設の待機があるかという部分は把握ができない。県が毎年市町村を対象に待機者調べを実施している。今現在何人の方が待機しているのかは把握できるが、推計については把握ができない。計画の策定委員会の中でも触れたかもしれないが、町としては去年の 4 月 1 日時点の調査で町内に特養の待機者が 50 人いらっしゃる。待機を少しでも減らそうということで 8 期の計画に地域密着型の特養の計画を盛り込んだ。50 人のうち 29 人ですので残りの方は待機が続く、いつ施設に入れるかわからないが、待機を少しでも減らそうと計画をしている。町の推計でいくと 2030 年度までに高齢者人口のピークを迎えてしまう。そこから高齢者の人口は減少していくだろうという推計をしているため、高齢者人口が減った後の懸念も考えると、過度な計画はどうかというところで、7 期でグループホーム、8 期で地域密着特養というところで、個人的には施設整備は一段落かと。

委 員 認知症の方、待機者が増えてきたときに大変ではないか、何を計画しているのかといわ

れる可能性があるが、そのあたりはどうか。

事務局 人材との絡みもあり難しいところ。

事務局 なので、認知症になっても生活できるレベルを維持できるような予防といったところで、脳活トレーニング事業で早期発見、早期対応というような事業を作って水際作戦をしていく。また、認知症になったからといってサービスが必要かという、今度は家族の力があると認知症であっても在宅で生活できるといった包括ケア的なところがある。独居では在宅は難しいというような、個人個人のマネジメントという場面で必ずしも認知症が増えたからサービスが足りなくなるのというのは必ずしもイコールではない。この11事業所のケアプランを立てていただくケアマネージャーさんに包括の予防支援1,2と総合事業の方々、包括は直持ちをたくさん持つとそのほかの水際対策の事業が手薄になってしまうため、プラン作成を委託に出し、代わりにプランを立てていただくという展開をしている。自立支援に向かうようなプランを立てていただき、できるだけ予防レベルが介護に行かないように頑張ってもらっている状況。先ほどは計画の話でしたが、包括は水際対策で頑張るというところで、プランが間に合わないのではないかとのご心配があるのであれば、サービスは使わないが介護認定を受けておきたいと申請を出される方がまれにいらっしゃる。認定につながってサービスを受けてほしい状況にある方でも、サービスを利用せず家族の方が頑張られたり、という場面がある。ただ、本当に必要性があって申請につながる方というのはサービス提供にうまくつながるように支援している。

事務局 あくまでも施設重視ではなく在宅重視。どうしても在宅ができない、例えば独居の方、家族が県外におられる方のような介護力のない家が増えてきている。そういった方については、在宅サービスで生活できれば良いが、なかなかそうもいかない。そういった方については施設もやむを得ない。在宅重視だが在宅で介護できない方へ向けた施設整備も計画的に行っていかなければならない。

委員 やはり、それぞれの家族だけでやっていくのは大変。各地域が協力してやっていかないと、と思っている。高齢者クラブでもサロンの充実を区と連携して行っていきたいと考えている。いざ要支援者が増えたときに、事業所の協力で在宅ケアでサービスができる可能性があるのか。コロナの影響で要支援者が増えると考えている。その時に事業所に協力、委託をお願いして増やしてもらおう、というのは可能なのか。

事務局 介護度に合わせたサービスの通所型であったり、訪問型であったりというようなサービス提供を組み合わせるとその人に合わせた計画を作ってもらおう。ただ、支援レベルの人であると、地域サロンが充実してくると週一回は地域サロンに参加し、もう一回は通所型に通うと本人様にとっては週二回外出する機会が生まれ、そこで維持向上できるという面を考えれば、介護保険サービスだけを充実させるよりは、地域サロンを充実させるための人材であったり、場を提供していただくように地区へアタックしていくというよう

な生活コーディネーター的な地域づくり、まちづくりという部分は必要。

委員 家族の会とは別の話だが、現在班長をしている。独居の方や高齢者だけのご夫婦も多くいらっしゃる。今は、班長だからと言って個人情報のことをむやみに聞きにくい。行政のほうで、最悪の場合は介護の協力員さんが知っておられるし、今の状況はこんな感じですよという相談を民生委員さんとできるというような仕組みを作っていただけると班長という立場からすればありがたいのだが、行政としてはそのようなことは考えられないか。

事務局 難しいかと。個人情報という4文字が大きな壁になるところがあると思う。我々包括でも本人様から聞き出す個人情報というのは目的外には使えない。班長だからと言って個人情報を横流しすることはできかねる。我々の立場で思うのは地域は地域で顔の見える関係づくりをしていていただきたい。ただ、ご本人の命がかかった場合にはそのようなことは言っていられないので、知っている情報があれば発信してその方を救うということはあるかと思う。

事務局 みなさん個人情報という4文字を過度に意識されているが、災害時などでは個人情報とは言っていられない。総合福祉課がやっている支え合いマップを作成しているのが40区ほどある。区の役員が集まられて、非常時以外は使わないという共通意識のもと、情報を集めておられる。災害時でなくても、普段の生活の支援を、例えばAさんには愛の輪のBさん、Cさんがついておられる、という情報を共有するのは構わないと考えている。本人から聞き出す際にはなかなか答えてもらえない人については無理強いはできない。情報を聞き出す際にマップ作りに使用するという大義名分のもと本人の了解があれば問題ないので、こういった形で了解を得ながら情報を得ていくという努力をしていただくしかない。町としても、個人情報保護条例などがあるため町が持っている情報を出すことができない。区の中で万が一のためにという前提で情報共有していただくしかない。

委員 命の危機の時はわかるが、最近様子がおかしい時などはどこに相談したらよいのか。

事務局 包括にご相談いただければと思う。あるいは、地域の民生委員さんに相談していただければ、民生委員のほうから包括に連絡が来て、訪問につなげることができる。

事務局 ご本人とお話しできる状態であれば本人に包括に相談してみようか、という了解を得るのが簡単ではある。できない場合は本人の了解は得ていない状態で相談するが、という旨を言っていただければ名前を出さずにさりげなく訪問する。

4 閉会

会長 その他ご意見等なければ終了します。

事務局 本日午前中、2月時点でのコロナの今ということで、2月時点での最新状況が書いてありますのでご確認いただければと思います。

会長 その他ご意見等なければ終了します。本日はありがとうございました。